

## 環境影響評価審査書

## 16 池子米軍家族住宅建設事業

## I 総括事項

波静かな青い海と白い砂浜、まちを取り巻く緑の山並み、そしてまちに息づく歴史と文化、これが昔から最近まで変わらずに続いてきた逗子の歴史的的特色といえる。

逗子は、古く明治時代には古都鎌倉に連なる自然の美しさと温暖な気候で注目され、主として名士の別荘地としてまちが開かれた。その自然の美しさは徳富蘆花の「自然と人生」、あるいは「不如帰」によって広く世に知られるところとなり、これらを契機にして、その後自然と調和した静かなまちのたたずまいが形づくられ、これが逗子の個性として長い間市民の手により守られ、維持されてきた。

しかし、戦後の高度経済成長の時代になると、首都圏のなかで逗子の特性である環境条件が住宅環境に最も適していることが多くの人に注目されるようになり、旧市街地を三方から取り巻いている緑豊かな丘陵が、昭和40年代の初め以降、大規模な住宅団地として開発されてきたが、その規模はその後の20年間に、市域の13%に当たる約240haにまでなっている。

その結果、逗子市の特色である市街地を三方から緑のベルトで囲んでいた自然の丘陵が次第に減少し、近年、まちの歴史を伝える文化財の消失とともに逗子らしさが急激に失われるようになった。逗子市民は、このような環境の変化に危機感を抱くようになり、自分達のまちの特色を守り育てるために何をなすべきかという意識に目覚め、最近このためのさまざまな活動が行われるようになった。

このような傾向は、昭和57年から昭和59年にかけて、本県の環境影響評価条例に基づき手続きが進められた逗子市沼間の東逗子住宅団地造成事業において、既に示されてきているところであり、条例手続を通じて多数の市民が意見書の提出、公聴会への参加を行い、環境の大きな変化に対する懸念を明らかにしてきた。神奈川県環境影響評価審査会及び県では、これに対し、逗子の歴史的経過、環境の現況及び逗子の将来の環境に対する市民の考え方や、かながわ環境プランに示されている、逗子の緑地のもつ諸機能の役割が大きく、歴史的文化的遺産やレクリエーション資源として良好な環境資源が多数存在しているという、環境特性を考慮しながら審査を行ってきた。

この手続を通じて、逗子市民が地域の環境にどのようなことを求め、自らも係わりをもっていこうとするのかを知り得たことは貴重な経験であり、逗子市内で開発を進める場合には、このことを念頭においた環境保全上の対応が必要と考えている。池子米軍家族住宅建設事業は、横浜市と逗子市にまたがる旧米軍弾薬庫であった米海軍提供用地約290haのうち、逗子市池子地区の約80haに920戸の米軍の家族用住宅を建設するものである。

この事業については、当初から環境上の理由、その他の理由から、関係住民だけでなく全国的にも高い関心を呼び、環境影響評価手続を通じて10万通を超える意見書の提出、122人の公述人が参加して公聴会も行われ、「なぜ池子か」という意見にはじまり、各種代替案の提示などの基本的な問題から、個別の環境問題まで多くの課題が指摘されてきた。

環境影響評価審査会及び県では、この事業を審査するにあたり、これら住民参加の結果及び事業予定地が米軍基地内にあり、一般人の立入りができないため、住民、行政による環境状況の把握が十分でないこと等を考慮し、代替案等の基本事項の検討にはじまり、動物、植物、生態系、文化財、地質に関する現地調査を数多く重ね、内容を確認しつつ審査を進めてきた。

既に述べてきたような逗子市の環境の状況等からみて、逗子市の面積の4.5%に当たる約80haの開発と、市人口の7%に当たる米軍人とその家族4,200人の人口増加を伴うこの大規模開発事業は、逗子市の将来の環境にとって重大な係わりをもつものであり、過去の事例から判断しても、大きな課題を提起されることは十分予想されることであった。このような地域に与える影響が大きい事業の場合、予定地を決定するまでに環境面あるいは社会面からの慎重な検討と経過が必要であり、また、この事業が公共事業でさまざまな選択の可能性を秘めていることを考慮すると、池子における環境上からの立地の可能性、適否を含め広い視野、対象からの検討の結果が明らかにされるべきであったと考えられる。

予測評価書案では、「場所選定の理由」のなかで、池子を適地とした理由について触れているが、「横須賀海軍施

設に通勤し得る範囲で、1000戸程度の住宅がまとまって建設できる場所を検討した結果、池子弾薬庫が適地であると判断した」と記載されているだけであり、この事業の内容と環境との関係を理解するうえで十分な内容となっていない。

このため、少なくとも予測評価書のなかでは、環境の視点を中心にしながら、事業の必要性その他の要件も加え、池子を適地として決定するまでの検討内容及び経過を具体的かつ詳細に明らかにする必要がある。

この事業の環境上の最大の課題は、自然環境に対する影響と保全対策である。この事業が、提供用地290haのなかの80haを予定しているものであるが、提供用地の自然環境のまとまりが、生態系としてのまとまりに強い関連を有していることが認められるので、事業地の80haを基本としつつも、残る210haの提供用地を含めた視点にたった環境影響の予測評価と、環境保全上の対策を検討をしていく必要がある。

提供用地の自然環境を植物生態学の観点から評価すると、この地域の植生は、かつて薪炭林その他の目的によって定期的に管理されてきた二次植生が、自然植生に回復していく遷移の途上にあるもので、厳密な意味での原生林、原植生ではないといえる。しかし、過去50年間にわたって開発を免れてきた結果、尾根部などで相対的に自然度の高い固有の森林植生が発達し、二次植生が、どのようにしてその土地本来の自然植生に回復していくかという遷移の壮大な生きた科学的な実験が、この提供用地内で結果的に進んでいることは、植生学のうえから注目されることである。面積的にみても、提供用地を中心とする池子地区のように、数百ヘクタールにわたるまとまりのある森林地域は、本県の場合、県西、県北の山岳部を除いては、三浦半島に見られる程度で、首都圏の海岸部という広い範囲でも極めて少なく、この面からも池子の提供用地の緑は相対的に価値が高くなってきている。

緑と海を基調とする三浦半島においても、大規模な緑地は武山近郊緑地、衣笠大楠山近郊緑地、逗子葉山近郊緑地と鷹取山～神武寺～池子～鎌倉に連たんする緑地に限定されてきているが、これらも、今回の池子の場合と同様に、周辺から開発の波に押されてきている。

このようななかであって、提供用地の緑は、鷹取山から神武寺、鎌倉、横浜市の円海山周辺の緑地と一体となって三浦半島の付け根にあり、これらがベルト状に連なって北部からの開発の波を和らげる効果を果たし、また、逗子葉山近郊緑地等の大規模な緑地と連たんして、三浦半島の緑を特色づける一翼を担っているとみられる。

提供用地の植生は、コナラ林を主体にしてヤブコウジースダジイ群集、イロハモミジケヤキ群集、マサキートベラ群集などの質の高い植生が各所に見られ、多様な植生を構成していること、スギ、ヒノキの人工林が少ないことが特色であり、この特色を持つ池子の森は他にあまり例をみない樹林地ということが出来る。

特に自然度の高いヤブコウジースダジイ群集は、比較的質の高いものが久木地区の尾根及び池子地区の東ブロックの丘陵の尾根にあり、神武寺のスダジイ林と関連しながら、将来この地域のシンボリックな存在として育っていくものとみられる。また、鷹取山～神武寺～池子と続く市境の尾根からの丘陵部あるいは斜面部は、市街地に接し、かつ最後に残された量感あふれる緑として位置付けることができ、逗子らしさを保つうえで重要な意味を持っている。

動物、生態系の観点から提供用地の自然を評価すると、丘陵、谷、平地という地形の組み合わせ、多様な植生、草原、池、小川などさまざまな環境がモザイク状に入り組み、多種類の動物の生息を可能にし、複雑な生態系を形成している。特に異なる環境の接線では、「辺縁効果」により多様で豊富な動物群集が定着し、提供用地全体が周辺地域への動物の供給源にもなっていると考えられる。

また、提供用地は、都市周辺ではたぐいまれな広いまとまりを持ち、市街地からの人圧の遮断、広い縄張りの確保など、周辺地域には住めない動物の生息を可能にしているが、そのなかでも猛禽類が多く生息することは、広大な面積の自然の存在と関係が深い。

提供用地のうち、最も動物の生息が多様な所は、池子地区の草地部分とこれに接した丘陵部及び谷、池、丘陵が一体となった久木地区である。池子地区の草地部分には、カワセミ・アマサギ・チュウサギ・ギンイチモンジセセリ等が生息しており、草地に続く谷戸部分にはアオゲラ・カワセミ・ハイタカ・コサギなどのほか、陸産貝類のカタママイマイが分布し、また久木地区の草地部分にはカワセミ・ゲンジボタル・スルガギセル・メダカ等が入り組んで分布している。このため、これらの地域の保存の仕方によって、提供用地の自然環境の位置付けは大きく変わってくるものと考えられる。

また、このような動物、植物、生態系における特色を持つ提供用地は、都市近郊における貴重な自然環境資源として、現在はもちろん、将来的にも人間とのつながりやふれあいを通じて、より身近で親しみのもてる多様な自然へと育っていく可能性をも秘めているということができ、この点からの対応にも留意しておく必要がある。

これら動物、植物、生態系からの提供用地への環境上の対応は、景観、レクリエーション資源との関係でも大きな係わりが出てくることになる。景観については、鷹取山・神武寺ハイキングコース及び二子山ハイキングコースから



の景観と、市街地からの生活の場からの景観の両面から検討をする必要があるが、この場合提供用地が、緑と変化ある地形、そしてそこに息づく動物など、自然を最大の特色としているため、この現況の自然を基盤にした景観を最大限に生かし、極力維持していく方向で土地利用その他の面からの検討をする必要がある。

レクリエーション資源としての活用については、バードウォッチングを主にして、その他池子川での川遊びなどが行われているが、提供用地の自然は、これらの係わりにとどまらず、将来的に山菜、きのこ取り等市民が自然の恵みを受け、自然とのきずなを保ち続けて行くうえで、捨てがたい環境資源としての可能性を秘めているとみることができる。このため、動物の生息域の確保と関係させながら、これらの効果が著しく影響を受けることのないように、あるいは促進されるように配慮をしていく必要がある。

以上、この計画の土地利用に重要な係わりを持つ自然環境の評価等を明らかにしてきたが、これをもとにして、事業予定地、提供用地の土地利用に係る評価、対応等を検討すると、次のような視点からの予測評価書案の見直しが必要と認められるので、この趣旨を十分に受け止めた検討を行い、その結果を明らかにする必要がある。

○ 動物、植物、生態系の調査結果をもとに、環境保全上の見地から提供用地290haのなかで、どのような土地利用をすることが適切であったか、事業予定地80haを環境上どのような位置付けのもとに決めたかを明らかにする必要がある。

○ 提供用地の環境上の位置付けは既に示してきたところであり、これを全体として将来的にも保存することにより、逗子市あるいは三浦半島、更には県東部の緑地の核として位置付けていく必要のあるところである。

このため、当事業との関連で提供用地の将来的、長期的環境保全方策を明らかにする必要がある。特に、久木地区は環境の質、多様性共に優れており、極めて重要なところであるので、あらかじめ長期的な保全方策を具体的に明らかにする必要がある。

○ 事業予定地の80haについては、動物、植物、生態系の調査結果をもとに、地形の改変等に伴う影響の予測評価を適切に行う必要がある。

そのうえで、事業予定地の80haの土地利用については、現在の環境の質及び一体性ができるだけ維持できるように考慮し、極力地形改変が少ない方法を検討する必要がある。

このため、平地部は草原、谷を中心に、動物の生息にとって重要な地域となっているので、洪水対策等の兼ね合いも考慮しながら、動物の生息域が極力保全されるよう土地利用上の配慮をし、また丘陵部は、提供用地の自然環境、景観を維持するうえで中心的役割を担っているため、改変は極力避けるよう配慮する必要がある。特に、東ブロック丘陵の尾根部に生育する植生的に質の高いヤブコウジースダジイ群集、動物の生育にとって最も適した中央ブロック南側の丘陵部と入り組んだ谷及び接続する草原、そして西ブロックのシロウリガイの化石が存在する所と、ケヤキの高木が生育する所が質的に高い環境資源ということができるので、万全の保存方策が検討されるべきである。

なお、これらの環境保全対策を実施するうえで土地利用の見直しをする場合には、必要に応じ事業地80haを超えた、事業地に接続する主に平地部を、動物の保全を図りつつ利用していくことも検討する必要がある。

提供用地の自然環境の位置付け、基本的な対応の方向は以上のとおりであるが、逗子市の場合、その土地の条件から、これらの自然の地形を人工的に改変し、樹木を伐採して土地利用を図っていく場合、雨水流出量の変化が洪水とどう係わるかは重要な意味を持ち、慎重な検討が求められている。

逗子市では、昭和36年以降でも8回の洪水、浸水が発生し、市民に多大な被害を及ぼしてきているが、その原因としては地形条件、河川の流路形態からくる要因とともに、近年、市域の主要な丘陵が住宅団地として開発されてきたことにもあるとみられてきた。

事業予定地は池子川流域にあり、その雨水は池子川に放流することになる。池子川は、洪水に対処するため5年程度の確率降雨強度に対応できる河川改修を終え、その下流で合流する田越川も同様の能力で改修が進められているが、しかし過去においてこの能力を超えた降雨により、しばしば洪水、浸水が発生し、市民に損害を及ぼしてきた経過がある。このことは、本事業においても市民の生命、財産に係わる問題として、慎重な検討と対応が考えられなければならない。

予測評価書案によると、河川の実情、過去の洪水、浸水の実態から、対策として従来の開発区域内のみの調整方式に替え、池子川の流水を直接取り入れ調整する横越流方式の調整池を設置する計画となっているが、池子川、田越川

の現況の流下能力を前提とすると、河川に対する対応、雨水の調整方法などに、なお十分な配慮が必要である。なお、調整池を設置する場合には動物の生息域の保全に十分配慮する必要がある。

池子は、今から約400年前の文禄時代には、農家を中心とした村が存在していたことが文献で確認されている、古い歴史を持つ土地といえることができる。

さらに池子村の歴史は、文献その他の資料から推定し、遅くも14世紀にさかのぼることができるともいわれ、中世から近世にかけての農村の歴史がこの土地には秘められていることが分かる。従来、文化財としては、縄文、弥生などの古い時代の歴史が主に対象とされてきたが、最近では、中世から近世の歴史も文化財として注目されるようになり、この分野での研究が積極的に行われるようになってきている。

池子村の歴史は、まさにこの分野に当たるものであり、中世・近世の農村の実態と歴史的・文化財的価値が明らかにできることも考えられるので、この面から提供用地内、少なくとも事業予定地内の調査研究が必要である。

また、この地は、周辺の遺跡、古都鎌倉との地形的連たん性から判断すると、鎌倉時代及びそれ以前の弥生、縄文時代にまでさかのぼる歴史の跡が確認される可能性が高い所とみられ、しかも文化財保護法に基づく調査も行われていない空白の地域ともなっているため、この面からの調査も必要となっている。

事業者が予測評価書案で示している内容では、これらのことに十分対応できるものとはいえず、各分野の専門家による調査とその対応が検討される必要がある。

この事業には、ごみ処理、下水処理、河川改修、雨水調整など市の行政と密接に絡む事項が多くあり、市との調整によっては環境の問題、土地利用の問題に大きく関係してくることになる。予測評価書案では、すべて市の協力を得て事業を実施することで予測評価が行われているが、計画どおり実施する場合、市との関係でより詳細な詰めが必要と考えられる。環境上の観点からみた場合、ごみ、下水については市の施設で処理されることが最も望ましく、また、河川改修、雨水調整も河川行政との兼ね合いで最も効果的な方法を選択する必要があるため、市との調整を十分にいき、理解を得て予測評価書案に示されている計画で進められるよう努力が必要であろう。なお、この点からの調整が困難な場合には、自己処理を前提とした予測評価も行う必要がある。

環境影響予測評価では、その手続き、審査を通じて得られた結果が、具体的にどのような効果をあげているかを確認していくことが、事後の制度の運用を向上させるうえで重要な係わりをもっている。本事業は、立地条件、環境特性、施設の管理者が米軍であることを考慮すると、建設中、供用後の管理とモニタリングの保証をどのようにしておくかは、本事業のアセスメントの成果を得るうえで重要なかぎになると考えられる。

このため、事業者は、神奈川県環境影響評価制度の趣旨、本審査書の内容を米軍当局に十分説明して理解を求め、行政当局によるモニタリングが必要となるときに十分な対応が行えるようにするとともに、施設移管後の事業地内の環境管理、更には290haの提供用地全体の環境管理が十分にできるように努力をする必要がある。

また、事業者は少なくとも工事期間中、各評価項目についてモニタリングを行い、そのデータの保存をするとともに工事の進捗状況とあわせ一定期間ごとにその結果を県に報告する必要がある。

この事業は、日米安全保障条約に基づき、米軍に提供する米軍家族住宅を建設するものであるが、事業予定地が施設完成後も引き続き米軍基地として位置付けられていること、米軍とその家族だけのまとまった大きな社会が小さなまちにできること、思想、生活、習慣の違う社会との調整、対応が必ずしも整理されていないなど、社会的な大きな問題を抱えたまま計画が進められてきた結果、環境問題との相乗作用で大きな社会問題となった。

一般的に、あるまとまった社会に異なった地域社会をつくっていく場合には、違和感を無くすための方策を明らかにし、十分に時間をかけて調整を行い、計画を進めていくという配慮が必要であり、本事業のように、規模、質ともに逗子市にとっては影響の大きい計画を進める場合には、特に慎重な配慮と、市・市民に理解を得るための十分な調整が行われるべきであったと考える。

市民が特に懸念している犯罪、生活習慣の違いによるトラブル、逗子らしさの維持、教育環境に対する影響等は、日常生活に直接係わる問題であり、市民が身近で重大な問題として受け止めるのは当然のことと考えられる。

この問題は、供用後の米軍とその家族に係わる問題であるが、計画を進める立場にある事業者としては、市民の生活の基本に係るこのような問題に対して事前に米軍当局と調整を進め、問題の実態とその対策を明らかにして、市民の理解を得る努力を最大限に行うべきである。

そこで、少なくとも次の事項について米軍当局とも調整しながら、具体的かつ実質的に対応できるようにする必要



がある。

○ 米軍人及び同家族の条約に基づく身分上の相違点、米軍、国、公共団体の権限、過去及び最近の犯罪、交通事故などのデータをもとに、内容及び原因などの分析を行い、これをもとに今まで日・米でどのような努力がなされ、その結果、今後犯罪等の発生状況がどのように変わっていくと考えられるかをまとめ、機会あるごとに市民に明らかにして理解を求め、また、犯罪、交通事故を防止するための対策、地元との調整などに努力をすること。

○ 交通事故などの場合の補償について、手続き面、実質的な補償の内容、日本人同士の場合との比較などをまとめ、市民に明らかにして理解を求める努力をすること。

○ 違和感をなくすためには、常時交流が図られるようにする必要があるので、米軍とも調整を図りながら、今までにない新しい形の開放型の米軍住宅用地とするよう再検討すること。

また、地域交流が常時行えるようなシステムを当初の段階から考えておくこと。

以上、この計画の土地利用に重要な係わりを持つ自然環境の評価等を明らかにしてきたが、当事業予定地は、現在よりもより、将来的にも首都圏に残された貴重な環境資源ということができ、環境の視点から全体として保全することが最も望ましいと考えられる。なお、総合的な環境の視野から、予測評価書案について個別事項に係る審査をした結果は次のとおりである、事業者は、予測評価書を作成するにあたっては、以上述べたことを十分に踏まえ適切な対応をする必要がある。

## II 個別事項

### 1 大気汚染

#### (1)硫黄酸化物、窒素酸化物について

この事業では、920戸の住宅、その他の施設に集中して給湯、暖房するための施設としてボイラー室を段け、伝熱面積100㎡のボイラーを3缶設置する計画になっている。ボイラーの使用は、季節ごとの負荷に対応して、夏期は1台、冬期は3台稼働を予定しているが、その排出ガス量は3台稼働する冬期で最大17,000Nm<sup>3</sup>/時であり、大規模な施設とはいえないが、逗子市では、市のごみ焼却場（煙突の高さ59m）に次ぐ排出ガスを排出する施設になる。

使用する燃料は、硫黄分0.2%の脱硫軽油が予定されている。硫黄酸化物の長期平均濃度は、この脱硫軽油をもとに予測した結果、最大着地点で0.00915ppmとなり、環境基準と等価の年平均値0.016ppm以内であるとしている。硫黄酸化物汚染に対する対策は、低硫黄燃料の確保が重要であるので、この面からの対策に留意しておく必要がある。

窒素酸化物については、硫黄酸化物と同様に予測した結果、最大着地点で0.0256ppmで、環境基準の上限値と等価の年平均値0.03ppm以内になるとしている。しかし、県では環境基準とは別に、二酸化窒素の環境目標値として年平均値0.02ppmと定めていること、また、現況の環境濃度がこれを超えていることもあり、このことを考慮した窒素酸化物防止対策が必要となってくる。

予測評価書案では、ボイラーが大量の排出ガスを伴う大規模な施設でないことから、短時間高濃度予測が行われていないが、このボイラーの排出ガス量が逗子市で2番目の規模になること、煙突の高さが20mであるため、丘陵部の既存住宅地とほぼ同じ高さになること、周辺の地形は複雑で谷、山すそには住宅が密集していることを考慮すると、気象条件の悪い条件下での短時間濃度予測と評価は必要と考えられる。

このため、次の事項について検討を行い、予測評価をするとともに対策を明らかにする必要がある。

① 脱硫軽油は、将来的に安定して確保できるよう供用後の管理者である米軍当局と十分調整すること。また、この状況が確保できるような行政機関との連絡体制を確立すること。

② 県の二酸化窒素の環境目標値に向けて窒素酸化物の排出量を極力低減させるため、排出ガス再循環方式、低NOxバーナ等の技術導入を検討すること。

③ 住宅地側における短時間濃度予測を、大気安定度等の条件を変えて行い、その影響の程度を予測評価し、必要に応じ対策を検討すること。

住宅供用後の米軍住宅関係の自動車交通量は1日約2,500台が見込まれているが、主要ルートとなる新宿

久木桜山線、横須賀逗子線の交通量からみて相当程度の増加率となるので、沿道における窒素酸化物の濃度の変化とその影響についても予測評価をすること。

また、廃棄物の自己焼却処分を計画する場合には、ボイラーの場合と同様の視点で大気汚染影響の予測評価を行い、対策を検討すること。

## (2)粉じんについて

事業計画によると、造成及び建設工事は7年にわたり実施されることになっているが、このうち粉じんによる影響が懸念される工事としては、工期の前半に予定されている切盛造成工事、調整池工事及び河川付替工事である。第1年次は河川付替と調整池の土工が行われ、その後切盛造成工事に入り、おおむね3年次で大きな土工を伴う工事は終了することになっている。

予測評価書案では、これらの工事における粉じん防止対策として「散水を行う」「造成完了後速やかに種子吹き付けをする」「隣接住宅側に柵を設置する」ことを明らかにしているが、いずれの対策も具体的な計画が示されてなく、予測評価が不十分である。また、河川付替工事、調整池工事等により生ずる土量の発生量、運土計画が不明であり、表土保全のための対策も保存の場所・保管方法が明らかでなく、粉じんの予測評価も行われていない。

事業予定地の表層土はシルト分、粘土分、砂岩で構成され、乾燥すると飛散しやすい土質であり、また、池子の主風向が、北東・南西となっているため、北東の風が吹くと住宅地に粉じんが飛散しやすくなる。事業予定地西側には境界に接して農地があり、切盛造成工事が近接して行われるため、農地への粉じんの影響も考えられる。

粉じん防止対策としては、地形改変面積を少なくし、運土量を極力少なくするとともに工期を再検討し、騒音等の環境項目に影響を及ぼさない範囲で短縮が図れるようにする必要がある。

次に、運土計画を見直し、事業予定地南側の平地のルートが必要最少限にして、中央ブロックの山側ルートの主ルートにする必要がある。

これらのことを基本にして、河川付替工事・調整池工事の方法、表土保存の方法、防じん堀・防じんネットの設置、散水等について、具体的に次の事項により、計画の見直し、予測評価の実施、対策の検討をする必要がある。

- ① 土地利用計画、造成計画を見直し、地形改変面積、改変量を極力少なくすること。
- ② 工期のうち、大量の土量を動かす河川付替工事、調整池工事、造成工事の期間は、騒音等の環境項目への負荷を増加させないで短縮できる方法を検討すること。
- ③ 運土計画を再検討し、事業予定地南側での土運搬工事を避け、中央ブロック山側のルートを使用すること。
- ④ 評価書案では河川付替工事、調整池工事に伴う運土計画が明らかでないが、住宅地に近いこともあるので、この内容を明らかにし、対策を検討すること。
- ⑤ 評価書案では、表土の採取、保存方法が明らかでないが、最も飛散しやすい土質であり、長期間保存することでもあるため、粉じん発生も懸念されるので、具体的に採取の方法、運搬、保存場所、保存方法を明らかにし、対策を検討すること。
- ⑥ 事業予定地南側の敷地境界には、隣接する住宅の高さ、住宅までの距離を考慮し、防じんと併せ防音の効果も持たせた十分な高さの堀を設置すること。

- ⑦ 事業予定地南側には畑があるので、日照の確保を考慮しながら、防じんネットを設置すること。
- ⑧ 防じんネットは、空気の遮蔽率と粉じん防止効果を考慮してネットの選択をすること。
- ⑨ 粉じん防止対策としては、散水が最も効果的であるので、造成区域全域にわたって裸地に十分な散水ができるよう、具体的な水量の確保対策、散水の方法を明らかにすること。この場合、土質・気象条件と散水量、散水方法の関係を考慮して常時粉じん防止の効果が得られるような対策を講じること。

なお、散水用の水及び工事用車両の洗車用水を確保する場合、河川環境の維持等を考慮し、池子川、水路、沢、池の水の使用は極力避けること。

- ⑩ 日曜・祝日等に工事を休止する際の散水のための管理体制を検討すること。
- ⑪ 季節と風向、風速の関係に留意し、主風向が住宅地側に向く場合、あるいは強風時には、工事工程・作業工程を調整し、粉じんの発生を伴わない作業にする等、管理を十分に行うこと。
- ⑫ 工事用車両の出入に伴う粉じんの飛散を防止するため、車輪の洗浄を励行し排出される洗浄水の水質保全対策を実施すること。また、出入口付近の市道の清掃を行うこと。

## 2 水質汚濁



## (1)生活排水について

事業計画によると、計画人口は事業地内に居住する者920戸、4,200人、維持管理に従事する非居住人口100人の合わせて4,300人が見込まれている。

この住宅等から排出される生活排水は、1,610m<sup>3</sup>/日を予定しているが、これをすべて逗子市の公共下水道に排出する計画となっている。

公共下水道への接続には、市との協議が必要となり、現在市の公共下水道計画の中に、米軍家族住宅からの排水の受け入れが、見込まれていないこともあるため、予測評価書案どおり計画を進めるとすれば、市の対応との関係で相当程度の調整が必要になるとみられる。

生活排水の処理については、環境への影響を考えた場合、公共下水道に能力がある場合には、これにより処理することが望ましいと考えられるので、公共下水道への接続について早期に市との調整を行うことが望まれる。

なお、自己処理を余儀なくされる場合には、必要に応じてこの点からの検討も行い、事業地内で自己処理する場合の処理計画、処理場の位置及び環境への影響に対する予測評価、悪臭防止等の環境保全対策を明らかにすること。

この場合、米国人の生活習慣、水の使用量等を考慮して適切な排水量及び排水濃度に係わる原単位を求め、また、プール等住宅以外の施設からの排水も考慮に入して、計画の実情にあった施設の設計等を行うこと。

さらに、排水処理に伴って発生するスクリーンかす、汚泥等の処理についても、その処分方法、処分場所を検討すること。

また、排出先となる池子川の水は、田越川で合流し、逗子の海水浴場近くで海に流れ込んでおり、処理後の水は池子川、田越川の河川環境、海水浴を合む逗子湾の環境にも影響してくるので、現況河川の水質調査を行い、その結果を考慮して高度処理を含む十分な汚水処理対策を実施すること。

工事中のし尿、雑排水の処理については計画が明らかでないが池子川等の河川環境への影響も考えられるので、処理計画及び池子川の水質等を考慮した汚水処理対策を検討すること。

## (2)濁水対策について

降雨時の濁水は、主に裸地面積が多くなる河川付替工事、調整池工事、造成工事のときに、濁度の高い状態で多量に流出することが考えられる。

計画によると、濁水対策として造成事業に先立って、仮沈砂池と調整池の工事を行い、これらが使用できる状態になった後、造成工事に入り、埋立をする谷ごとに、工事の進捗に合わせて透水シートを張ったフトンカゴを設置し、ここで、雨水中の土砂を取り除いた後、更に仮設沈砂池で沈砂を図り、最後に調整池で流量調整して池子川に流す方法を計画している。

これらの対策のうち、沈砂池は、A、B2つの大規模と小規模のものを設置し、その容量は日雨量60mmで中央集中型降雨で設計し、滞留時間を11時間としているが、容量的に不足しているとみられ、滞留時間が確保できないことが考えられるので、再検討する必要がある。

沈砂池では、自然沈降のみではSS（浮遊物質）の除去が不十分な場合、凝集沈殿により対応するとしているが、この具体的な計画が示されてなく、また、SSの処理目標も160mg/lを目標にしているとみられるが、必ずしも明確ではない。

事業予定地から流出する雨水が流入する池子川のSSは、平均10mg/l程度で、降雨時には160mg/lが観測されており、池子川が合流する田越川も同様の水質状況にあるとみられる。したがって、事業予定地の降雨時の濁水についても、現況降雨時のSS以下に常時保持することを前提にして、150mg/l以下に処理する必要があると考えられる。

その他、仮沈砂池の負荷を軽減するために各所で設置するフトンカゴの有効活用、多雨量時の調整池の活用も考えられるので、このことも含め、次に示す事項を検討し、より幅のある変化に対応できる効果的な濁水対策を実施する必要がある。

① 池子川の降雨時のSS濃度、現況の河川環境の維持を考慮し、造成工事中に事業予定地から排出される雨水のSS濃度は、常時150mg/l以下に維持することを目途に諸対策を検討すること。

② A、B仮沈砂池の容量は予測評価書案にも記載しているとおり、日雨量60mm、中央降雨集中型、滞留時間11時間を設計要件として求めたとしているが、予定している仮沈砂池の容量では容量不足になることも考えられるので、設計の見直しをすること。

③ 池子川の河川環境の維持と変動する降雨量に対する対応、更に各種の流入土質に対する対応も考慮し、仮沈砂

池には凝集沈殿処理ができる装置を設置し、自動的に150mg/lを常時維持できるようにすること。

④ 仮沈砂池の負荷を軽減し、沈砂効果を高めるためには、評価書案で予定している、各谷戸に設置するフトンカゴと透水シートを組み合わせた方法を取り入れることは効果的と考えられる。このため、濁水除去効果を考慮に入れて、工事工程に合わせたフトンカゴの設置、池の大きさ、透水シートの設置方法を検討し、その内容を明らかにすること。

⑤ 仮沈砂池で処理した後の雨水は調整池で調整のうえ、池子川に排出するが、多様な気象条件にも対応できるようにするため、工事期間中、調整池に一時的に沈砂効果を持たせることも検討すること。また、フトンカゴによる池、仮沈砂池、調整池を組み合わせた効果的な濁水対策が組み立てられるよう、事業予定地内全域の集水の方法、滞留の方法、管理の方法を検討しその内容を明らかにすること。

### 3 土壌汚染

事業予定地は、昭和13年から終戦まで日本軍の弾薬庫として、また戦後は米軍の弾薬庫として使用され、昭和53年までの約40年間弾薬庫としての使用が続けられてきた。

この間の弾薬等の保管、処分、加工等の使用状態は、軍の施設である関係上明らかではないが、その性質上当事業予定地での弾薬の処分、あるいは化学物質の使用、処分等が行われ、これらが地中あるいは地表に埋設されたり残留したりしていることも考えられる。

このことは、予測評価書案で調査、予測、評価が行われていないが、住民に直接係わる事項でもあるので、周辺住民への安全の確保と化学物質が土地掘削により流出し、これが雨水とともに流出して河川汚濁を発生させることのないよう、次の対策を講じる必要がある。

- ① 過去の弾薬庫の使用方法を、弾薬、化学物質使用状況との関係から極力調査し、明らかにすること。
- ② 主に平地部における表層の化学物質の含有状況をあらかじめ検査し、これを明らかにすること。
- ③ 主に平地部における掘削時における土中の化学物質検査体制を確立すること。
- ④ 弾薬が地中に埋設されている場合の確認の方法と、安全な処分方法を検討すること。
- ⑤ 化学物質が地中に残留している場合の流出及び飛散防止対策を検討すること。

### 4 騒音、振動

#### (1)施設の騒音について

事業計画では、土地の有効利用の関係上、調整池はふたをし、上部をスポーツ施設として利用することになっている。

調整池は、一般的に洪水時等に土砂等が堆積するため、これを取り除く作業が必要になってくるが、本調整池は池子川の水を直接取り入れる横越流方式であるため、堆積する土砂等も多くなることが予想される。堆積土砂等の除去方法は、調整池内にショベル、トラックを入れて行うことになるかとみられるが、調整池内の換気が必要であり、このための吸排気用の送風機の設置が考えられる。

調整池は住宅に近いこともあり、送風機的能力、設置位置によっては騒音の影響も考えられるので、送風機能力、位置を明らかにしたうえで騒音の予測を行い、その結果によっては防音対策を検討すること。

#### (2)建設騒音、振動について

建設工事で、騒音、振動が最も近隣住宅に影響を及ぼすと考えられる工程は、河川付替工事、調整池工事、土運搬を合む切盛造成工事である。これらの工事では、主な騒音振動の発生源である、大型のブルドーザ、ショベル、スクレーパ等の使用が予定されており、しかも住宅地から最も近い所での作業であるため、その影響は相当程度あるとみている。

予測評価書案では、建設工事騒音の評価目標を、騒音規制法の特定建設作業に係る基準を準用して75ホンとし、最寄りの住宅で74ホンとなるので目標を満足するとしている。しかし、当地は京浜急行の騒音を除いては、県道金沢逗子線の交通騒音があるものの、かなり静かな住宅地ということができ、昼間の暗騒音も50ホン程度で低い所であるため、予測評価書案で示されている目標では住民への影響が大きいとみることができ、より騒音を低減するための対策の検討が必要である。

振動については、池子の平地は海成堆積層と河川堆積層からなる沖積層の軟弱な地盤であるため、振動の影響を受けやすい所であり、住宅と工事場所との位置関係によっては、大型建設機械の稼働により振動の影響が発生すること



も予想される。

高騒音、高振動を伴う建設工事期間は、全工事期間7年のうちの前半の4年次までの切盛造成工事等のときであるが、特に事業予定地南側の住宅地に近い所での作業は、大きな影響を及ぼすことも懸念されるので、他への環境に影響を与えないように配慮しつつ、工期の短縮が図れるような検討が必要と考えられる。

以上のことを基本にして、具体的に次の事項により対策等の検討を行い、これを実施する必要がある。

- ① 河川付替工事、調整池工事は、住宅地に近い所での工事であるので、低騒音、低振動の機械、工法を採用すること。
- ② 運土計画を全面的に見直し、できるだけ中央ブロック北側のルートを通して土を運搬し、平坦地南側での運搬量を少なくすること。
- ③ 河川付替工事、調整池工事から切盛造成工事が終了するまでの4年間の工程を見直し、騒音を高めない方法で工期の短縮を図るよう検討すること。
- ④ 事業予定地南側の敷地境界には、隣接する住宅の高さ、住宅までの距離を考慮したうえで、防じんと遮音効果のある防音塀を設置し、必要に応じその他の造成区域にも設置の検討をすること。
- ⑤ ①～④までの対策をまとめ、その結果をもとに騒音・振動が最も高くなる条件を設定して騒音・振動の予測を行うこと。
- ⑥ 住民の静穏な生活を極力維持するため、朝夕の作業時間の制限、休日等の制限を明確にするとともに、工事中の騒音振動防止のための管理体制を確立し、また適宜モニタリングを行い、騒音等の状況把握と必要な対応に努めること。

### (3)道路交通騒音、振動について

道路交通に関する騒音、振動としては、建設工事車両の出入によるものと、供用後の米軍人及びその家族の通勤、通学、日常生活に関係する車の出入によるものがある。

予測評価書案によると、建設工事車両は1日最大120台の車の出入が予定されているが、出入ルートは横須賀逗子線～新宿久木桜山線から事業予定地に入り、提供用地の六浦側出口から金沢六浦線669号に出ることになっている。

出入が予定されているルートは、一部騒音の環境基準を超える所があるが、比較的閑静な住宅地に面しており、工事中は大型車の出入りが主となるため、騒音の影響もある程度予想される。また、工事中の交通量は1日最大120台の車の出入を予定しているが、中高層建物の建設の場合、コンクリート打ち作業のときには生コンクリート車が集中することになり、ピーク時には120台をはるかに超える車の出入が予想される。

供用後の交通は、横須賀逗子線～新宿久木桜山線にほとんど集中することになり、交通量も1日約2,500台が見込まれ、しかも朝夕の通勤・通学時には一時的に車が集中することにもなるため、騒音の影響が出てくることも考えられる。特に、事業地出入口から、池子の十字路を経て横須賀逗子線に至る新宿久木桜山線は、交通量が大幅に増加することになり、沿道には住宅が接していることもあって騒音の影響が特に懸念される。

振動については、車両の重量、車両速度、道路の構造、道路の凸凹、地質の状況によって発生状況が異なるが、本事業の場合、この影響が懸念される所は事業予定地出入口から池子十字路にかけてであり、地盤が沖積層で振動が発生しやすく、京浜急行踏切周辺の道路の凹凸もあるため振動の発生は十分に考えられる。このため、これらの要素に車両速度等を適切に加味し、予測を行うとともに、振動発生防止に留意しなければならない。

以上のことを基本にして次の事項を検討し、適切な予測評価と対策を実施する必要がある。

- ① 建設工事車両の発生交通量は、工期、工程を具体的に組んだうえで各工事ごとに積算を行い、この結果をもとに騒音の予測評価を行うこと。特に、中高層建物のコンクリート打ち等、工事車両が集中する工事には留意して積算すること。
- ② 工事用車両の交通量を少なくし、騒音振動の軽減を図るため、鉄道による建設資機材の搬入も検討すること。
- ③ 事業予定地の出入ルートとなる新宿久木桜山線、金沢六浦線669号の、1時間当たりの交通量との関係を見ながら、工事車両が特定の時間に集中しないよう配車の調整をすること。特に早朝、夜間の大型車の通行は極力避けること。
- ④ 工事用車両は、道路条件、交通量等を考慮して車両速度の管理を行い、騒音、振動を低減させるよう努めること。
- ⑤ 逗子市周辺は、季節により交通量が大幅に変動する場合があるので、このことも考慮に入れ、騒音の観点から

工事用車両の交通配分を検討すること。

⑥ 供用後、朝夕の交通量の増加に伴う騒音の増加はやや高くなることが想定されるので、この時間帯の騒音を軽減するため、通勤バス、電車の利用が図れるよう米軍当局と調整し、具体的実施できるようにすること。また、米軍との調整結果についても明らかにすること。

⑦ 供用後の日曜、祝日等の場合の交通量と騒音の影響についても予測評価すること。

⑧ 交通騒音、振動を予測評価する場合には、制限速度の上限についても予測を行うこと。

⑨ 事業地から京浜急行の踏切を通り、池子十字路までの道路については、地盤が軟弱な所で、振動の伝わりやすい地層と考えられるので、路面の凹凸を極力なくし、振動を発生させないよう道路の補修・維持・管理をすること。

## 5 廃棄物

### (1)造成工事時の廃棄物について

予測評価書案によると、廃棄物処分量は、既存建物の解体により発生する木屑900トン、コンクリート屑5,060トン等が見込まれているが、いずれも外部に搬出を予定しており、10トン車で616台としている。

廃棄物の処理業者及び処分方法は明らかでないが、外部への搬出に伴う住民への影響を軽減するためには、外部への搬出を極力少なくするような配慮が必要である。廃棄物のうち、コンクリート屑5,060トンは、埋め立てによる場内処分が可能とみられるので、その他可能な方法を含めて、この点からの検討を行い、搬出量の減少を図ること。また、外部に搬出することになる木屑等については、処理業者の選定、搬出時の管理を十分に行い、周辺住民に影響を与えることのないよう留意すること。

造成工事の際、あらかじめ伐採する樹木は有用物を除き、約2,300m<sup>3</sup>を廃棄物として処分する計画であるが、この処分については、場内焼却処分、外部搬出のどちらかを選択しているものの、両方とも処分方法、環境に与える影響の予測評価の内容が不十分である。このため、より詳細な処分計画と環境への影響の予測評価及び対策を明らかにし、より適切な処分方法を実施すること。また、有用材としてのより以上の活用や、事業予定地内の植栽あるいは市民の植木用としての活用、さらには土地への還元等、処分量を極力少なくする方策も検討すること。

なお、場内焼却処分を選択する場合には、焼却炉には効果的な集じん装置を設置し、設置する場所も住宅地との位置関係を考慮して決定すること。

また、既存建物の解体により発生する木屑の事業予定地内での焼却処分の可能性についても、搬出による環境への負荷との比較のうえで検討すること。

### (2)供用後の廃棄物について

供用後の廃棄物は、米軍家庭から発生するごみの量は1日6.5トンと予想されているが、これらはすべて逗子市の清掃車で収集運搬し、市の清掃センターで焼却処分することとしている。

このように、家庭からのごみの処理を市に依頼する場合には、具体的な市との調整が必要とみられるが、ごみ処理による環境への影響を考えた場合、自己処理に比較し、市焼却場での処分の方が望ましいと考えられるので、早期に市との調整を行うことが望まれる。市との調整ができた場合のごみの搬出ルートとしては、予測評価書案では金沢逗子線が予定されているが、この道路は横浜側で道路幅員が狭く交通安全上も問題があるので、別ルートを検討すること。

なお、自己処理を余儀なくされる場合には、必要に応じてこの点からの検討も行い、事業地内での自己処理、その他の場合の処理計画、処理場の位置及び環境への影響に対する予測評価、環境保全対策を明らかにすること。

この場合、廃棄物の焼却や埋め立て等による影響については十分留意し、大気汚染、悪臭、水質、騒音等関係する環境項目すべてについて地形、気象等関係する条件を考慮に入れて、予測評価を行い、その結果に基づく対策を行うこと。

なお、廃棄物、焼却残灰の処分をする場合、提供用地内で埋め立て処分することは自然環境保全上、極めて問題があるので、特に留意しておくこと。

## 6 電波障害

池子地区は、尾根に挟まれた低地であるため、テレビの受信状況はVHF、UHF共に良い地域とはいえない。

一般的に受信状況が悪い所では、少しの地形の変化や建物建設によって影響を受けやすいといわれているので、池子地区等提供用地周辺地区の場合もこのような地域であるとみてよい。



事業計画によると、テレビ受信障害に係る施設としては、高さ20～30mの中高層建物と高さ127mの通信鉄塔が考えられるので、これらの施設について予測評価書案に示している予測評価及び対策に加え、次の事項を検討し、対応する必要がある。

- ① 建物・通信鉄塔による電波障害の予測結果を詳細に示すこと。
- ② 造成・建設完了後、受信状況の詳細調査を実施し、事前に調査した結果と比較し、評価すること。
- ③ 受信状況が悪化した所には、対応策を検討し、実施すること。

## 7 気象

この事業の実施に伴う風向、風速等の気象の変化について、予測評価書案では、事業予定地の後背地に東西に延びる尾根部が残ること、地形変化が防風効果を減少させるほどでないため、隣接住宅地の風環境に影響を与えないとしている。しかし、事業が大規模でもあるので、この評価を確認するうえで、工事着手前、工事中、供用後の気象観測を行い、その結果を評価しておくことが望ましい。

## 8 水象

逗子市は、周囲を100m程度の丘陵で囲まれ、丘陵の間にある平地部に市街地が発達してきた。この平地部には、田越川とその支川である池子川、久木川が蛇行して流下し、逗子湾に注いでいる。市内を流下する田越川、池子川、久木川は小河川でしかも蛇行が激しく、勾配も少ないため、しばしば洪水、浸水に見舞われてきたが、その一因は近年周囲の丘陵が開発されてきたことにもあるとみられてきた。

逗子市では、昭和36年以降でも8回の洪水、浸水が発生しているが、昭和36年の大水害を契機に河川改修が進められるようになり、田越川が降雨強度50mm/時（6.3年確率）対応で63%の改修、池子川が48mm/時（5年確率）対応で100%の改修、久木川が50mm/時（5年確率）対応で100%改修が来ている。この結果、以前に比較し、洪水・浸水被害は減少してきているが、依然として問題は残されている。

池子米軍家族住宅は池子川の流域内に計画されているが、この池子川も過去にしばしば洪水、浸水の被害を発生させてきた経過があり、河川改修はされているものの、流下能力、流路形態、田越川との関係などに問題点もあり、水害の不安は消えていない。

池子川の現段階における基本的な条件は、流下能力が降雨強度48mm/時（5年確率）対応の能力であり、したがって理論的には5年確率を超える降雨のときには、川の流水が市街地に流出することになる。昭和36年以降5年確率を超えたとみられる降雨は4回程度あり、気象観測による実績のうえからも平均5～6年に1度の割合になっている。

このような状況に対応し、事業地内等の雨水流出量の変化に対する対策とあわせ下流河川への雨水流出量を削減し、洪水、浸水の発生を軽減することを目的に、予測評価書案では、池子川の流水を直接調整する横越流方式の調整池を設置することになっている。

調整池容量は、事業予定地上流の池子川集水域322haを対象に、50年確率の後方集中型降雨波形の方式を用いて積算し、調整池容量95,000m<sup>3</sup>、堆砂容量8,000m<sup>3</sup>、合わせて103,000m<sup>3</sup>となっている。しかし、池子川が現状で5年確率対応での暫定的改修であることを考慮すると、50年確率の容量の調整池を設置しても、その機能を十分に発揮できない場合が出てくるという基本的な問題を含んでいる。

また、調整池容量を決定する際の基本的な要素となる河川の流下能力のとり方についても、池子川と田越川合流点直下の地点の流下能力を採用しているが、従来から一般的に行われている事業地下流の最も問題となる地点の値を用いる方式からすると、その根拠が必ずしも明らかでない。そのほか、事業地内の主水路である中央水路は10年確率対応程度の能力と推定れ、10年確率を超える場合、敷地内にあふれることになり対策が必要なこと、事業地内の雨水排水施設的能力、調整池の設計要件等が明らかでないなど、個別の事項についても問題点が多くみられる。

本事業において雨水調整の方法を考える場合、下流河川の流下能力が低いこと、河沿いの市街地の標高が低いこと、洪水、浸水の発生頻度が比較的高いことなどを考慮し、雨水の調整効果を最大限に高めるために、集水域のとり方、河川的能力、市街地との位置関係、提供用地内の雨水処理方法などとの関係も兼ね合わせながら再検討を行い、対応をする必要がある。

特に、集水域と河川の流下能力のとり方とそれに伴う雨水調整対策との関係については、この地域の洪水、浸水発生の実情を考慮し、できるかぎりの対応を考慮することが望まれる。なお、調整池を設置する場合には、動物の生息域の保全に十分配慮する必要がある。

このため、土地利用、調整機能等、総合的視点に立って次の事項について検討し、適切な予測評価と対策を行い、最も効果的な雨水調整が行われるようにする必要がある。

① 予測評価書案では、調整池の容量設計に関係する流下能力の値を、池子川と田越川の合流点直下の地点の流下能力を採用し、64.2m<sup>3</sup>/秒としているが、この地点の流下能力をとった根拠が明らかでない。本事業の場合、現況流下能力が最も問題となる所は田越川の逗子橋になるので、このことを考慮すること。

② 予測評価書案では、雨水調整対策として、池子川集水域のうち、事業予定地上流のすべての集水域を対象にして対策を検討しているが、この場合流下能力のとり方も考慮しながら、調整池、河川の対応その他の面から対策の検討を行うこと。

③ 調整池を決定する際の要素となる流下能力を検討するため、池子川、田越川の現況横断図、縦断図を示し、ポイントごとの流下能力、感潮域を明らかにすること。

④ 池子川と調整池の関係を的確に把握し、調整池の効果をつかむためには池子川を中心とした地域の地形図、断面図が必要であるので作成すること。この結果、明らかとなった問題点は雨水調整池等に反映すること。

特に、事業地平地部の計画地盤高と隣接住宅地の地盤の高さとの関係に留意し、洪水時等に雨水が事業地から周辺住宅地に流出することのないよう、地盤高の調整その他の方法を検討すること。

⑤ 調整池で横越流方式を採用する場合には、予測式に加え、実験による確認、補正が必要であるのでこれを実施し、その実験の方法、具体的なデータ、この結果どのような確認あるいは補正が行われたかを明らかにすること。

⑥ 調整池は土地利用との兼ね合いも考慮しながら、開放型として湿性の機能をもたせ、池とも組み合わせながら周辺を緑化し、動物の生息環境としての効果をもたせるとともに、公園としての機能も発揮できるような可能性を検討すること。

⑦ 予測評価書案では、調整池の設計要件と形状、寸法が示されていないので、これを明らかにすること。

⑧ 事業予定地内の雨水調整方法と調整効果を検討するうえで必要なため、事業予定地内の雨水排除の方法、排水施設的能力を明らかにすること。

⑨ 池子川の流下能力（5年確率対応）と調整池の能力（50年確率対応）を考慮し、調整池の能力を最大限に発揮させるため、中央水路と西側の水路を効果的に調整池に接続させ、雨水を調整したうえで排出させることを検討すること。

⑩ 雨水排水施設的能力を超える降雨に対する雨水調整対策として、事業予定地内あるいは事業地境界に可能な方法でマウンドを設け、できるだけ一時貯留機能を持たせ、貯留した雨水を調整池で調整のうえ、池子川に排除できるようにすること。この場合、オーバーフローする雨水の流れるルート、貯留する場所、方法、調整池への導水方法など具体的な計画を示すこと。

⑪ 事業予定地内の排水施設、グラウンド、道路等に浸透性の良い基盤づくり、植栽を取り入れ、流出係数を極力小さくする方向に持っていくようにすること。

⑫ 調整池は覆蓋式で、開口部も少ないため空気の流通が悪くなり、堆積土砂中の有機物が長期にわたり堆積し、悪臭を発生したり河川の水質へ影響を及ぼすことも考えられる。このため、これらの公害が発生しないよう、強制換気又は短期間における堆積土砂の除去など有効な方法を検討すること。

また、堆積土砂の処分方法も環境対策とあわせ検討すること。

## 9 地象

### (1) 斜面崩壊について

事業予定地の地質をみると、山地部は表土の下に池子層又は逗子層があり、平地部は海成及び河川堆積物による沖積層の上に埋め土が行われている。

池子層は、火山礫混じりの凝灰質砂岩からなり、比較的堅固な性質を持っている。逗子層は、黄灰色シルト岩（泥岩）から構成され、一般的には割合に堅固であるが、クラックが発達した崖では、細片状に岩塊が時々崩落することがある。事業予定地内の現況をみると、大きな地滑り、崖崩れはなく、地層は比較的安定しているとみられる。

このような状況から、事業予定地の現況は地滑り、崖崩れに対し危険となるような所はないと判断されるが、計画が実施された場合の施工上からくる斜面崩壊も考えられるので、外部の住宅地に接する所及び事業地内で市民が利用しあるいは近づける所の斜面、法面の崩壊防止対策を検討すること。

### (2) 地下水について



池子地区の平地部の地下水は、周辺の丘陵部からの地下水が集まってきたものとみられ、また池子川からの水の浸透もあるため比較的水量が多く、また水位も高くなっており、これが池子の沖積層の地盤安定にも係わりをもっているものと考えられる。また、かつてはこの地下水が生活用水として広く利用されていたとみられ、現在でも一部で井戸の利用があり、その名残がある。

この地下水に対する影響としては、平地部で行われる河川付替工事、調整池工事の際に地下水が多量に排出された場合に水の収支に変化が生じ、地盤沈下や井戸水の水位に影響を与えることになる。このため、工事にあたってはこのことを念頭におき、現地での状況をみながら地下水位の低下を来たさないよう、地下水の排出を極力少なくするような施工方法を採用できるようにしておくこと。

また、周辺住宅地の井戸について、工事開始前と工事中及び工事終了後の水位等を調査し、その変化を確認すること。

## 10 動物・植物・生態系

### (1)自然環境の位置付け及び全体的な評価について

池子米軍提供用地は、丘陵と谷、そして小さな平地が入り組んだ変化のある地形をしている。このなかに、川、水路、池があり、丘陵にはオニシバリーコナラ群集を主体にしてヤブコウジースダジイ群集、ケヤキの群落、スギ・ヒノキの植林等の植生が全域に点在し、また谷や平地にはオギ、ヨシの群落もあり、比較的質が高く、多様で複雑な植生となっている。

この変化ある地形、複雑多様な植生、そして水のある環境は、動物にとっても恵まれた環境となっており、水鳥、草原の鳥、森林性の鳥などの各種の鳥類、ホタル、ギンイチモンジセセリなどの注目すべき昆虫、良好な環境を好むヒメネズミなど多種類の動物の生息が確認されている。特に、この地にオオタカ、チョウゲンボウ、フクロウなどの猛禽類が生息していることは、極めて高い生態系が維持されていることを示すものであり、290haという提供用地の広大な面積の自然の存在と関係が深いといえる。

池子の米軍提供用地は、約50年にわたって人間の影響を受けず、しかも都市周辺ではあまり見ることのできないたくいまれな広いまとまりを保ってきたことが、かなり質の高い生態系をつくり、維持できた最大の原因であるといえることができる。

逗子を始め周辺地域の人々は、この提供用地の持つ特色ある自然を生活環境の一部として受け止め、また逗子の個性を守り、育てていくうえで重要なところであるという認識のもとに、提供用地との対応をしてきている。

今回の計画は、提供用地290haのうち逗子市池子の約80haを開発する計画となっているが、このうち提供用地全体の約1/6に当たる約50haが地形改変されることになり、事業予定地内に主たる生活の場をもつ動物が少なからず存在することや、造成建設工事中、供用後の人圧その他の影響を考慮すると、現計画どおり実施した場合、予測評価書案で示している「提供用地全体では現況の動物の生息状況はおおむね維持される」、「住宅地区では人為的環境に適應した種群を主体とする生態系となり、そのほかの提供用地及び隣接地域では現況に近い生態系が持続される」という自然環境に対する評価結果は、大いに疑問があるといわざるを得ない。

現在の提供用地の自然は、周辺地域とのつながり、地形、提供用地の持つ自然特性からみると、この場所で一つのまとまりのある生態系ができていると判断できるが、この計画の実施は人圧、草地の減少その他の要因により、事業地内の生態系を単純化させるだけでなく、自然環境の面積的減少や、事業地の影響により猛禽類を減少させ、回復途上にあつた全体の自然に、相当程度の影響を及ぼすことになると考えられる。

このように、提供用地は、これ自体でも相当高い自然的価値を持ち、逗子市及び周辺地域の環境を支える核となっているが、一方において広域的な役割も十分に持っているといえることができる。

神奈川県では、過去数十年にわたり、さまざまな開発が進められてきた結果、県西・県北の山岳部とその周辺地域を除いては都市化が進み、大規模な緑地が少なくなり、現在では都市周辺部では三浦半島に大規模な緑地がみられる程度になっている。また、首都圏南部でみても、質の高い数百ヘクタールにわたるまとまりのある緑地は極めて少なく、池子の提供用地の緑は相対的に価値が高くなってきている。しかも提供用地は、神武寺～鷹取山の緑地、鎌倉の緑地と連たんして緑のベルトをつくり、首都圏のレジャーの基地ともなっている三浦半島の付け根にあつて、その特色を維持する役割を果たしている。

以上のように、学術面、地域とのつながり、広域的な役割、位置付けを持った提供用地内でこの計画は実施を予定されているが、ここで開発を行う場合には、細心の注意と大胆な発想の転換が必要であり、現況の自然環境を維持するために、地形の改変を極力伴わない開発の可能性はないか、あるいは地形改変を最小限にする方法はないか、丘

陵、谷、平地そして森林、草地、池、川の組み合わせを適切に残して生態系を維持する方法がないかなど、基本的なところからの検討が必要である。また、この計画については、単に事業地の環境影響評価だけでは十分な対応とはいええず、自然環境として提供用地全体に一体性があること、事業の影響が残存する提供用地にも及ぶこと、地域の将来的な環境保全に重要な係わりを持っていること、そして、この用地が公共の土地として一体的に利用が図られていることを考慮すると、残存する210haの将来的な環境保全策は、事業地の環境保全とともに重要な意味を持つてくる。

このため、当面する米軍の使用下における環境保全のための対策と合わせ、長期的な視点に立った場合の環境資源としてのより良い保全策を検討する必要がある。

## (2) 予測評価書案の調査について

### ア 動物・生態系について

予測評価書案のなかの動物・生態系に関する調査事項について検討した結果、おおむね次のような問題点が認められる。

- クモの調査では、調査地点が道や沢筋に片寄っており、ネズミ用トラップの間隔が大きすぎ、燈火採集の位置が良くない。
- 小型哺乳類用トラップが11、12月のみ、クモ類の調査が7、9月のみ、土壤動物調査が9、11月のみに限定されている。
- 両生・爬虫類の夜間の調査は重要であるが、それが不十分と思われ、また調査の時期が明記されていない。
- 間込み調査の結果が明らかでない。
- 小型哺乳類のなかで食虫類（トガリネズミ、ジネズミ）のための調査が行われていない。
- アカネズミは地上性で、ヒメネズミは樹上性であることを考慮していない。
- 鳥類のロードセンサス法の記録半径は、50mでなく25mが適当である。
- 鳥類の観察時間が表示されていない。
- 事業予定地と事業予定地外提供用地の動物の種組成が区別して記載していないため、それぞれの区域の現況把握ができてなく、予測評価もできない。
- 注目すべき種については、採集頭数又は生息密度の記録が必要である。
- 提供用地と近隣地域の陸産貝類の比較において、近隣地域で記録されながら提供用地で確認されなかった種のみを記し、その逆のもの（ミジンマイマイ及びPupoides al bilabris）が記されていない。
- 土壤動物の調査結果について、「ケヤキ林で貧毛類とカニムシ目が多い」とは言いえない。また、スダジイ林にダンゴムシがいないこと、ケヤキ林では他の樹林に比べて小型土壤動物が少なく、大型土壤動物が多いという明らかで重要な事実に触れていない。

### イ 植物・生態系について

予測評価書案のなかの植物・生態系に関する調査事項について、検討した結果、おおむね次のような問題点が認められる。

- 調査地点の位置が斜面の調査しにくい地区に少ない。特に、斜面のケヤキ林などの調査地点が不十分である。
- 植生自然度の高い丘陵地での調査地点数が不十分である。
- 植生図に事業予定地と事業予定地外提供用地の境界が図示されていない。
- 植物相からみた場合、種の同定に多少の問題がある（ツクシヤブソテツ→ヤマトヤブソテツなど）。
- イロハモミジーケヤキ群集が現存植生で狭く示されているなど、一部に植生図と現地の状況との違いがみられる。
- 事業予定地と事業予定地外提供用地の植物の種組成が区別して記載されていないため、それぞれの区域の現況把握ができてなく、予測評価もできない。

## (3) 予測評価書案の予測評価について

### ア 動物・生態系について

予測評価書案のなかの動物・生態系に関する予測評価事項について検討した結果、おおむね次のような問題点が認められる。



- 事業予定地内の動物の生息状況はかなりの激変（動物によっては壊滅）が起こると予想されるが、このことについての予測評価が明確でない。
- 事業予定地内の保存緑地の部分の動物相の変化を小さく予測しすぎている。
- 供用後は植栽等による生息環境の回復に伴い、動物の生息も回復するという予測が立てられているが、「回復」するということではなく、異なった生物群集が出現定着するであろう。
- 周辺地域（主として事業予定地外提供用地）は手付かずのまま残るという考えから、そこでは動物の生息状況にほとんど変化がないと予測評価しているが、長期にわたる工事騒音、振動、照明の影響、また供用後も、逗子の住宅地域からの影響を緩和してきた事業予定地の地形や、森林の変化・消失の影響が周辺地域へ及ぶことは明らかであり、その点について十分な予測がなされていない。
- 動物によっては、その生息に広い面積の森林、あるいは草原を必要とするものがあり、それらにとってはまとまりのある自然の面積の減少そのものが打撃となるはずであるが、その点についての考察がほとんどない。
- 「移動力のあるものは周辺地域や保存緑地へ逃避する」とあるが、そのようなものは動物全体からみればごくわずかである。ほとんどの動物は、前もって避難命令を受けることもなく、あらかじめ工事の開始を察知することもなく、突然の環境破壊によって死滅するであろう。
- たとえ逃避に成功したとしても、逃避先で定着できるかどうかの問題がある。縄張り、食物、生息空間、競争などを考慮するならば、既にそこにおいても当該種の生息の場は満たされていることになり、新たな固体の入り込む透き間はないと考えるのが正しい。一時的な密度の高まりがあったとしても、いずれは元の密度に引き戻されてしまう。
- ギンイチモンジセセリの生息地は、ほとんど事業予定地内の草地に限定されており、久木側の草地にはない。現在生息していない所へ移植しても、成功させることはかなり難しい。
- ゲンジボタルについては移植の可能性はあるが、生息環境づくりに際しては、微妙な要求条件を満たさねばならず、綿密な配慮が必要である。
- 評価は、動物の種ごとにその特性、生息環境条件に応じて事業予定地内を基本にして、事業予定地外に広げた評価目標を立てて評価を行い、そのうえで総合的な評価をまとめる必要がある。

また予測評価書案、現地調査結果を踏まえた個別的な評価をまとめると、次のとおりである。

- 陸産貝類については、学術的に貴重なものがある。カタマメマイマイは県内初記録であり、スルガギセル、サドヤマトガイ、マルシタラ、キセルモドキ、ミジンマイマイなどは生息数が少ないか、分布が限定されているものである。これらの一部は県天然記念物に指定されても良いものである。
- 昆虫類については、クチキコオロギ、ヒナカマキリなど暖地性種の分布の北限になっていることが注目される。また、ギンイチモンジセセリ、ツノトンボ、キカマキリモドキなど貴重な草原性昆虫が生息している。
- 両生類については、わずかに3種が記録されたのみで、その種組成は極めて貧弱である。
- その他の動物群については、かなり豊富な種組成を示すが、学術上特に特殊なものは含まれていない。
- 生態系としてみた場合、猛禽類やヘビ類など高次消費者が多く生息することから、池子の生態系が多様な生物群集によって構成されていることが分かる。

## イ 植物・生態系について

予測評価書案のなかの植物・生態系に関する予測評価事項について検討した結果、おおむね次のような問題点が認められる。

- 予測評価書案には、貴重な植物として54種があげられているが、そのうち造成区域だけにみられるイワトラノオ、モミ、ミヤマシキミ、ジュズネノキ、カセンソウ、クマガエソウの6種については、その生息地が消失すると記されている。しかし、更にオオウラジロノキ、シキミ、モミジガサ、ウバユリの4種も、事業予定区域だけに見られるものであることを明確にすべきである。計画上は、これらの種群が保存緑地に生育しており、影響はないと判断しているようであるが、おそらく工事期間中に保存緑地にもかなりの影響を受ける危険性が高い。したがって、これらの点も十分考慮し、そのうえで十分な保護対策を講ずるべきである。
- 予測評価書案では、造成区域にだけ生育する貴重な植物をすべて移植して保存すると記載しているが、具体的な移植の方法が明確にされていない。なお、移植して保存を図ることはかなり困難と考えられる。カセンソウ、クマガエソウなどは、たとえ開発は免れても、その生育立地からみて遠からず淘汰されることが予想される。

- 7年間の工事で採取した表土をどのように保存し、活用するかについての具体的な計画がない。
- 法面植栽、自然林保護のための林縁部植栽の具体的な計画がない。
- 工事期間中及び供用後の周辺植生への影響、人間の干渉に敏感な谷部や水際の植生についての配慮が認められない。
- 生態系については、この地の環境を考慮すると、予測評価書案で示されている植物群落に限定せず、最も基本となる各種の植物群落と、それを含めた食物連鎖や相互の関係についての考察が必要である。
- 評価目標で「貴重な植物群落の生育環境を保全する」としているが、神奈川県、首都圏でも沿海部では、他にほとんど例をみないアカガシ、ウラジログシを伴ったヤブコウジースダジイ群集の最も自然度の高い林分が造成区域にあり、保全が十分に考慮されていない。
- 尾根部を切り取り、斜面の中間部に一部樹林帯を残して斜面の下部を埋める方法は、理論的に可能でも現実にはかなり破壊される場合が多い。

また予測評価書案、現地調査結果を踏まえた個別的な評価をまとめると次のとおりである。

- 1970年及び今回(1985～6年)の植生調査の比較では、以下5項目が注目された。
  - ・ 1970年の現地調査後、約15年間で、二次林の低木層に生育していたトベラ、ヒサカキ、モチノキなどの常緑広葉樹が3～5m以上に成長し、亜高木層までに伸長している林分が目立った。
  - ・ 亜高木層のスダジイ萌芽林が成長して、自然林構成種が増加し、自然林に近い林分になっている。
  - ・ 1970年には、逗子市内あるいは関東で比較的残っていた自然林や二次林が、この約15年間に開発によりかなり減少した。例えば、逗子市内では、沼間地区に広く分布していたヤブコウジースダジイ群集や、オニシバリーコナラ群集のまとまった面積が消滅した。

こうした神奈川、東京、千葉、埼玉の各都県では、二次林の消滅が著しく、首都圏全域の自然・半自然の植生及び二次林の減少・消滅は、必然的に池子の緑地のまとまりの相対的価値を一層高めている。

- ・ 平坦地では、セイタカアワダチソウの占める割合は、以前は現在のように広くなかった。
- ・ 尾根部の道などは、現在使われていないので一部ジャングル化しているが、丘陵地に残っているコナラ林(オニシバリーコナラ群集)は、関東地方で一般にみられるような下草刈りをしないで放置されているコナラ林と比較して、草本層や低木層のジャングル化は少ない。植生学的に整って残されている林分が多い。

- 事業予定地内では、事業予定地中央に位置するケヤキ林(イロハモミジケヤキ群集……これは計画では残される)、東ブロック丘陵尾根部のスダジイ林(ヤブコウジースダジイ群集)は、種も豊富であり、貴重な森林である。

平地は、植生としては、谷部の奥を除き米軍が長い間使用してきたこと、戦前から当時の住民が生活し開発してきた地域であることなどから、二次草原や帰化植物による草地が広がっている。内部を流れる池子川の流域には、河辺植生のナガバギシギシーギシギシ群集やセリ群落が発達し、小河川の群落がわずかに残されている。

- 提供用地全体をみると、貴重な植物及びそれに準ずる植物が54種も見られ、植物層のうえから注目に値する地域といえることができる。これは数十年にわたる人間の営みを停止した結果であり、この地域が一般に開放されれば、恐らく数年を経ずして、これらの多くの植物は消滅してしまうおそれがある。

- 貴重な植物及びそれに準ずる植物は、事業予定地外提供用地の南東部丘陵に特に多くの種がみられ、それに連なる事業予定地東ブロックの丘陵にもかなりの貴重な種が分布しており、ともに提供用地の植生上重要な地域である。

#### (4)自然環境について配慮すべき事項

自然環境及びこれを構成する動物、植物、生態系の現況、それぞれの持つ学術上の特性と環境特性、社会的な位置付けや係わり、事業者の行った調査、予測、評価に対する検討結果については、総括事項及び本事項において明らかにしてきたとおりである。これらのことを踏まえ、この計画について環境保全上、総合的あるいは個別的に検討すべき事項を整理すると、次のとおりとなるので、このことについて十分な検討を行い、実施する対策について具体的かつ詳細な実施方法を明らかにする必要がある。

この場合、環境保全との兼ね合いから土地利用の見直しをする場合には、事業地80haを超えた、事業地に接続する主に平地部を、動物の保全を図りつつ利用していくことも検討する必要がある。

なお、本事業の実施により残る210haの提供用地は、自然環境保全上重要な位置付けとなってくるので、本事業



業を契機に、国においても将来的、長期的な課題として、地域住民が直接この環境を享受できるような形での提供用地全体の環境保全対策を検討し、これを早期にまとめて地域の自治体、住民に明らかにしていく必要がある。

① 事業予定地の平地部は、動物の生息にとって重要な所であり、南側の草地にギンイチモンジセセリが生息するなど、動物、生態系の観点から注目すべき所もあるので、洪水対策等との兼ね合いも考慮しながら、動物の生息域について可能な方法で保全を図ること。

② 事業予定地の丘陵部は提供用地の自然環境、景観を維持するうえで中心的な役割を担っているため、これらの丘陵の改変は極力避けること。

③ 次に示す所は環境上特に重要な価値をもっているため、保全対策に万全を期すこと。

ア 事業予定地東ブロックの丘陵は、その尾根の主要部に植生的に質の高いアカガシ、ウラジロガシを伴ったヤブコウジースダジイ群集があり、また鷹取山～神武寺から提供用地へと続く緑のベルトの接点ともなり、鷹取山及び市街地からの景観にも重要な係わりをもっているため、現況のまま保存すること。

イ 事業予定地中央ブロックの南側は、イロハモミジケヤキ群集に囲まれた文化財「仲川やぐら」のある谷戸、草原から接続する南西側の谷戸（消防署、ボイラー室、バレーボールコート、バスケットボールコートの予定地）、草原と丘陵の接点となっている斜面、尾根は多様な動物の環境を維持し、またギンイチモンジセセリなど注目すべき昆虫にとって最低限必要な環境域であり、景観上も重要な係わりをもっているため、現況のまま保存すること。

ウ 事業予定地西ブロック丘陵には、樹齢が高く、かつ質の高いケヤキの群集があるので、これを現況のまま保存し、また地質学上注目されるシロウリガイの化石についても保存すること。

④ 事業予定地の中央ブロック北及び西側（通信鉄塔、電話交換所、高架水槽のあるブロック）は、自然環境の構成が多様で生態系の優れている久木地区への人圧を軽減するうえで重要な位置にあり、また事業地のなかで最も高い位置になり、二子山ハイキングコースや市街地から見えやすく景観上の配慮も必要なことから、地形の改変をできるだけ少なくすること。

⑤ 池子川は、事業地と市街地の接点になる所であり、景観、レクリエーションのうえからも重要な係わりを持っているため、地域に貢献できる優れた河川環境を創造する必要があるため、このため川の護岸は水生生物の生息に配慮したものとし、川沿いには景観にも配慮して低、中、高木を密植し、早期に環境が形成されるようにすること。

⑥ 中央ブロック南側の山すそには、動物の生息の回復が図られるように工夫した水路を設けること。

⑦ 中央水路は開渠部分の延長を極力長くとり、質の高い水辺の環境ができるよう、環境護岸の設置と植栽を行うこと。

⑧ 事業地の南側、西側の境界には、洪水対策とも兼ね合わせながらマウンドを設け、樹木で密植した環境帯ができるようにすること。

⑨ 共同スポーツ施設、米軍専用スポーツ施設の擁壁は可能な限り土手とし、修景植栽を行うこと。

⑩ 事業地内の新宿久木桜山線に沿った盛土法面には修景植栽を行うこと。

⑪ 景観に関係する切土法面は、施工方法を工夫して極力小さくし、小段だけでなく、法面にも樹木による植栽を行うこと。植栽に当たっては、周辺の植生と一体化が図れるよう配慮すること。

⑫ 斜面に残す樹林地については、施工方法に細心の注意を払い、造成工事中に破壊されたりしないようにすること。また、造成区域と自然林との境界には十分な防風効果等のある植栽を行うこと。

⑬ 表土の保存と活用方法について、具体的内容を明らかにすること。

⑭ ギンイチモンジセセリなど貴重な昆虫の移植は、困難な場合も想定されるが、現生息地域の近くに草原等を残し、可能な科学的手法を用いて実施し、またモニタリングも十分に行うこと。

⑮ 貴重な植物の移植についても、生育が可能な方法、場所を十分に調査し、実施すること。

⑯ 造成工事を行う場合には、あらかじめ必要な期間を考慮して、動物、植物の移植その他の保全対策を実施しておくこと。

⑰ 法面で種子吹付けを行う場合には、極力在来種の種子を用いること。

⑱ 本項の「予測評価書案の調査、予測、評価」で示した問題点は再検討を行い、その結果を明らかにすること。

⑲ 事業地内及び事業予定地外提供用地の自然環境の保全、管理の方法について米軍人等の法的位置付けの違いからくる問題及び生活習慣の違いからくる問題その他の要因も考慮して米軍当局と十分な調整を行うこと。

この場合、事業地から事業地外提供用地への人圧等影響を防止するため、工事中も含めフェンスやゲートを設けるなど具体的な対策も検討し、調整をすること。

⑳ 米軍家族住宅供用後の生活環境の管理、芝の管理等で殺虫剤、農薬、肥料の使用が考えられるが、これらの使用に当たっては、提供用地の自然環境特性の保全及び河川の水質等の保全に留意し、これらの環境に影響を及ぼすことのないよう使用方法等を米軍当局と調整すること。

## 11 文化財

逗子市では、市内の丘陵部あるいは谷戸で縄文時代から弥生時代、古墳時代にかけての埋蔵文化財が各所で発見されており、当審査会でも、昭和57年から昭和59年にかけて審査を行ってきた東逗子住宅団地において、事業地内の丘陵部に縄文早前期から平安時代にかけての重複遺跡を確認した経験を持っている。

事業予定地周辺でも、これらの時代の遺跡が発見されているが、古墳時代のものとされている山の根横穴群、池子2丁目、アザリエ団地内の弥生式土器などが記録されている。

また、池子地区は鎌倉に接していることもあり、中世における鎌倉からの影響を強く受けているとみられ、「やぐら」の存在にその影響をみることができる。

池子米軍提供用地については、立ち入りができなかったこともあり、昭和25年の文化財保護法の制定以来、法に基づく分布調査が行われたことはなく、法的にも空白地域となっている。

当審査会では、このような状況に対応し、事業予定地及び隣接地域の短期間の表面調査を行ってきたが、この結果においても、縄文時代から古墳時代に至る遺物を発見しており、一部には遺構存在の可能性も認められるなどの調査結果を得ており、事業予定地内の埋蔵文化財の存在は否定できない状況と認められる。

このような状況から、埋蔵文化財の存在及びその文化的、環境的価値について専門的な調査が必要であると認められる。また、事業予定地を合んだ提供用地では、一部に中世の「やぐら」の存在が確認されているが、鎌倉との地理的関連性から判断すると、この地域からは更に「やぐら」が発見されることも考えられ、さらに、丘陵部には「山城」の存在の可能性もあるので、この面からのより詳細な調査が必要である。

池子は、現存する文献で1590年代の文禄時代には村が存在していたことが記録されており、その他の文献から推察すると、池子村の開発は遅くも14世紀には行われていたといわれている。

この時代の池子村は、鎌倉と密接な関係にあったとみられ、鎌倉の東勝寺、英勝寺と池子村の関係、池子米軍提供用地から鎌倉の十二所に通じていたとみられる鎌倉道についての記録などもあり、今回計画が進められることとなる事業予定地は、この時代から続いてきた池子村の中心地の一つであることが分かる。

最近の文化財の視点は、縄文時代、弥生時代等の古代に聞するものの調査研究から、中世・近世に係る文化財へと対象に広がりを見せてきており、かつて提供用地内にあった池子村の農家の歴史的変遷をみると、中世・近世の農村史を解明できる可能性を持っているとみられ、この点からの調査が行われる必要があると認められる。

池子では、既に逗子高校裏山にシロウリガイの化石が確認されているため、米軍提供用地内にもその存在の可能性があるとみられていたが、当審査会で現地調査をした結果、事業予定地西ブロックの丘陵でその存在を発見した。

シロウリガイは、数千メートルの深海底に生息し、しかもプレート沈み込み帯や断層などの構造的な割れ目に沿って生息する特殊な貝といえることができる。この貝の化石であるシロウリガイ化石は、地質時代のプレートの沈み込み帯あるいは構造線と密接な関連をもつ特殊な環境を示すものであり、現生種との分類学的な関係や進化の道筋を解明するうえで学問的に重要な古生物である。

事業予定地に係わる文化財の位置付け等は、以上のとおりであるが、予測評価書案に記載されている文化財の内容は、当地の状況を的確に把握したものとはいえず、不十分であり、専門家による全面的な調査と逗子市における文化財の位置付け、環境としての文化財の価値に留意し、対応する必要がある。

このため、次の事項について検討を行い、適切な調査と予測評価を行い、地域にあった保存をはかる必要がある。

(1)文化財専門家による調査団を編成し、事業予定地及びその周辺地域全域にわたって現地調査を実施し、その内容を明らかにすること。

(2)埋蔵文化財については、存在の可能性があるので、この点からの十分な調査を行うこと。

(3)事業予定地及びその周辺地域は、地形、鎌倉との関係から「山城」の存在の可能性も考えられるので、この点からの調査を行うこと。

(4)事業予定地内では、「仲川やぐら」など、幾つかの「やぐら」が確認されているが、その他の可能性もあるので調査を行うこと。

また、「やぐら」は、専門家による測量と内容の解析を改めて行うこと。

(5)提供用地にあった農村の実態を文献及び現地調査で把握し、中世・近世にわたる農村の歴史とその文化財的価値を



明らかにすること。

(6)シロウリガイの化石について調査を行い、その内容を明らかにすること。

(7)調査の結果によって文化財と環境対策の関係を考慮し、保存の方法を検討すること。

特に、シロウリガイ化石はその存在が明確であるので、土地利用計画との兼ね合いも考慮しながら極力保存ができるよう配慮すること。

## 12 景観

池子米軍提供用地は、逗子市域の北東部にあって神武寺・鷹取山の緑と一体となって広大な緑地を形成し、市域の南東部にある二子山の緑とともに市内に残された二大緑地となっている。また、鎌倉市に隣接して歴史的風土としての景観も重要である。

このことは、景観のうえからも十分な係わりを持つことになり、この提供用地の景観は、現況の緑を基調としたものにする必要がある。

提供用地が、神武寺－鷹取山ハイキングコース、二子山ハイキングコースから展望できること、また隣接する池子というに及ばず市内各所から眺望できることもあり、景観上の観点からは土地利用の見直しを含めた事業予定地内の景観対策を特に重視していかなければならない。

神武寺－鷹取山ハイキングコースのうち、特に展望のきく鷹取山の展望施設からは、事業予定地が2～3kmの位置にあり、視覚的占有率も少ないところから大きな影響はないと考えられるが、緑の山並みが続くなかでの計画であるので、この地点からの景観の予測評価と対策が必要である。

市街地からの景観としては、京浜急行沿いの事業予定地に接した住宅及び京浜急行からの接近した景観、池子2丁目・3丁目辺りのやや離れた場所での丘陵部からの景観、葉桜団地など遠方からの景観に大別される。

事業予定地沿いの近傍からの景観では、共同スポーツ施設と平地部の中高層建物等の施設が見えることになるが、景観対策としては、事業地境界に近い各施設には周辺にベルト状に緑地をつくり、人工構造物を極力見えないようにするとともに、背後の山と一体として緑の多い景観が楽しめるようにする必要がある。特に池子川沿いの緑地計画は、対策として重要な意味を持っている。

池子2丁目・3丁目、葉桜団地等の中景・遠景からの景観としては、共同スポーツ施設、平地部の展望に加え、東ブロック、中央ブロックの丘陵部の住宅も展望できる可能性があるため、動物・植物との関係で検討される土地利用とも兼ね合わせながら、景観上最も効果的な丘陵部の保存について検討する必要がある。

特に葉桜団地等の遠方丘陵部からは、切土法面、給水塔等が目立つとみられるので、留意する必要がある。

この計画のなかで、景観上最も影響が大きいと考えられるのが標高32.5mの所に出来る高さ127mの通信鉄塔である。

この通信鉄塔は、背後の山のスカイラインを大幅に飛び越え、逗子市内の各所から、さらには古都鎌倉市の一部からも見えることになり、自然景観を基調とする池子における計画としては位置の検討も含めた対策が必要である。

主要な景観上の問題は以上のとおりであるが、その他、予測の方法、構造物への対応、スポーツ施設の夜間照明等の問題を含め、次の事項について検討が必要であるので、これをもとに適切に予測評価を行い、対策を実施する必要がある。

(1)動物・植物との関係で土地利用の見直しをする場合、自然を基調とする景観を維持するうえからも、丘陵部の保存について併せて検討すること。

(2)鷹取山からの景観は展望地点の変化等もあり、事業地を展望できる状況にあるので予測評価を行うこと。

(3)緑の連なりを維持するため、鷹取山から見える切土法面を極力小さくすること。

(4)事業地山上部の住宅地、切土法面の緑化による景観対策を検討すること。

(5)事業地の敷地境界には、洪水対策と併せマウンドを設け、低中高木の樹木を密植し、景観上優れた緑地帯が出来るようにすること。

(6)池子川沿いには、河川景観を創造するにふさわしい植栽を行うこと。

(7)共同使用の運動場、米軍専用の運動場の擁壁は土手とし、修景植栽を行うこと。

(8)東ブロックの尾根は植生的にも優れており、池子3丁目から見た場合、神武寺から連たんする緑として、景観上重要な役割をもっているため保存すること。

(9)中央ブロックの南側前面の尾根は、動物・植物の保全とともに、池子の住宅地区から見た場合、米軍住宅を遮蔽し、緑の山としての景観が維持できるので保存すること。

- (10)中央ブロック等の尾根の切土部エッジには、必要に応じ植栽密度の高い遮蔽植栽を行うこと。
- (11)建物・施設は高さ、構造が池子の自然景観を損なうことのないよう配慮し、色彩も周辺の植生に合うものとする。
- (12)高架水槽は、極力見えないようにするため、位置、植栽の方法等を検討し、色彩も周辺の植生に合うものとする。
- (13)通信鉄塔の計画については、中継地点を設け通信を行うことにより鉄塔の高さを低くする方法も検討し、通信鉄塔の位置も、290haの提供用地のなかで最も景観上影響の少ない所を選択すること。また、有線による通信の可能性も検討すること。
- (14)鉄塔の色彩は、航空法の規定も考慮しながら、極力周辺の緑になじんだ色彩を採用すること。
- (15)景観の予測に当たっては、カラーフォトモンタージュと併せコンピューターグラフィックス、横断図等を用いながら、視覚的占有率等の解析を行い、予測評価の精度を高めること。
- (16)スポーツ施設の夜間照明は、近隣住宅との位置関係を考慮し、住宅に光が入り込めないよう位置・構造を検討すること。また動物への影響も考慮し、光の種類を選択等にも留意すること。

### 13 レクリエーション資源

計画では、事業地西側に自然の樹林地を残し遊歩道を整備して、共同使用のスポーツ施設と一体としてレクリエーション機能の増進が図れるようにしている。遊歩道が予定されている周辺の樹林地は、オニシバリーコナラ群集を主体として、ヤブコウジースダジイ群集、イロハモミジケヤキ群集、ミズキケヤキ群落、マサキトベラ群集、コウゾーマグワ群落等多様な植生があり、一部には樹齢の高い高木も生育している。この樹林地が、市民とこれら植物の接触の場として効果を発揮できるような配慮が必要であり、このため、スポーツ施設の造成区域、遊歩道のコースの取り方について検討が必要である。

池子川は、小河川で水質が比較的良く、魚類や水生昆虫なども生息し、近隣の市民が身近に接触できる河川である。この河川は事業地境界に近く、市民が接しやすい位置にあるので、市民の憩いの場、水遊び場としての機能が保てるよう施工上の配慮をし、かつ積極的に開放する方向で検討をする必要がある。

この池子川は、事業地内で付け替えが予定されているため、魚類、水生昆虫や鳥類などの生息を支える機能が大きく変わることになる。しかし、周辺の自然条件、土地利用から考え、施工の方法、維持管理によっては早い段階でのこれらの機能の回復も考えられるので、配慮をしておく必要がある。

このことを踏まえ、レクリエーション資源との関係で次の事項について検討し、対策を実施する必要がある。

- (1)共同スポーツ施設のテニスコートが予定されている所は、ミズキケヤキ群落、イロハモミジケヤキ群集で、樹齢の高い高木も生育しているので、レクリエーションの価値の多様性を維持するため保存すること。
- (2)遊歩道のコースは、市民が多様な植物に触れることができるように設置をすること。
- (3)池子川の護岸は、魚類、水生昆虫や鳥類などの生息に適するよう構造、機能の配慮をすること。
- (4)工事中の降雨時の濁水が河川に流出し、水生生物等に影響を及ぼすことのないようにすること。
- (5)池子川が市民に接触しやすい位置、規模、水質等を持っていることを考慮し、事業地内河川部分も市民に開放し、水に近づけるような対応をすること。また、親水性の構造の可能性についても検討すること。

### 14 交通安全

この計画の交通安全に関係する事項としては、造成工事中の建設工事車両に係る交通安全と、供用後、米軍及びその家族が使用する車両に係る交通安全がある。

建設工事中の工事車両台数は、工事工程に合わせて積算し、最大が6年次の1日当たり120台（1時間当たり12台）とし、その出入りは交通安全等を考慮し、横須賀逗子線から新宿久木桜山線を経て事業予定地内に入り、六浦側出口から金沢町669号を経て原宿六浦線に出る一方通行方式を予定している。

工事車両台数については、工事工程を調整しながら台数を調整していくことは可能とみているが、中高層建物のコンクリート打ち等特殊な工事については、工事の性質上作業を集中しなければならない場合があり、生コンクリート車が一定時間に集中する等、調整が難しい場合もあるので、この点からの工事車両台数の見直しが必要である。

工事車両の出入りのルートでは、新宿久木桜山線、金沢町669号ともに住宅地内を通過しており、新宿久木桜山線には市民の集まる第一運動公園も接しているため、交通安全には特に注意が必要である。

供用後の交通については、事業地から1日約2,500台の車の出入りが予定されているが、このうち約1,500



0台が、朝夕のラッシュ時に横須賀方面との通勤・通学のため新宿久木桜山線、横須賀逗子線に集中することになっている。

計画では、このような状況に対応するため、通勤予定経路の分散、電車・バスによる通勤を図ることとしているが、具体的な内容、可能性が明確でなく、この点からの交通安全確保の予測評価は十分とはいえない。

交通量を減少させるための対策としては、電車・バスによる通勤、車の相乗り等は、実施方法によって現実的かつ有効な方法と考えられるので、この面からの具体的な対策を積極的に推進する必要がある。

なお、供用後の交通は、米軍の管理下に入った後のことであり、米軍人及びその家族の個人の行動とも係わるため、交通安全確保のための対策について米軍当局とあらかじめ十分な調整を行い、具体的な対策に生かせるようにする必要がある。

また、逗子警察署前交差点では、供用後交通容量を超えることも考えられ、金沢逗子線への迂回等、交通安全上のことも係わってくるので、道路管理者とも調整し、長期的な課題として右折レーンを設置する等の方策を検討する必要がある。

このことを前提に、次の事項について検討を行い、予測評価を行うとともに、交通安全確保のための対策を実施する必要がある。

(1)工事車両台数は、工事量から全体の車両台数を積算し、月割り、日割り、時間割りの台数を求めて120台/日としているが、工事の工程等から相当程度予測できる中高層建物のコンクリート打設時の車両台数等は、120台/日以上になると想定されるので、工事工程を見直し、できるだけ工程ごとの予測を行うこと。

(2)工事用車両の交通量を少なくし、交通安全を確保するために鉄道による建設資機材の搬入も検討すること。

(3)逗子ゲート及び六浦ゲートの出入り用の道路は幅員が狭く、住宅にも接しているため、交通安全上の配慮が特に必要と認められるので、接続道路の関係も考慮しながら歩道の設置等の安全対策等を実施すること。

また、工事表示板の設置、交通安全監視員の常時配置等の対策も行うこと。

(4)計画では、工事車両の金沢逗子線の利用は予定されていないが、この道路は逗子中学校、逗子高等学校の通学路となっており、また、六浦部分は幅員が狭く、交通安全上特に注意を要する道路となっているので、運行管理を十分に行い、計画どおりこの道路を使用しないようにすること。

(5)工事車両の通行が予定されている道路は住宅地に面しており、地域住民との接触も強く出てくること、交通安全上注意を要する交差点もあるため、朝夕のラッシュ時の時間配分に留意し、極力影響の少ない方法を選択するよう運行管理を十分に行うこと。

(6)米軍当局に協力を求め、バス通勤、電車通勤、車の相乗りなどを実現し、交通量の削減と交通安全につながるよう調整すること。

(7)逗子警察署前の交差点での横須賀方面からの右折は、混雑を極めることが予想されるので、長期的な課題として道路管理者とも調整を図り、右折レーンの設置等の方策を検討すること。